

関連業者の皆様

川根本町
(総務課)

川根本町工事に係る最低制限価格制度実施要領の制定及び
川根本町低入札価格調査制度実施要領の一部改正について（通知）

平素大変お世話になっております。

このことについて、要領の制定及び関連する要領の一部改正を行いましたので通知します。

記

1 概要

ダンピング受注は、工事等の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、従事者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがあることから防止する必要があります。

当町においては、これまで低入札価格調査制度によりダンピング受注の防止を図ってきましたが、更なるダンピング受注の防止の徹底を図るため、最低制限価格制度を導入いたします。

(対象)

	従前	3月1日以降	
	低入札価格調査制度	最低制限価格制度（新）	低入札価格調査制度
工事	・競争入札による予定価格が130万円を超える工事	・競争入札による予定価格が130万円を超え、500万円未満の工事	・競争入札による予定価格が500万円を超える工事 ・総合評価落札方式の工事 ・競争入札による解体工事
業務委託	・競争入札による予定価格が50万円を超える建設業関連業務 ・総合評価落札方式の業務		・競争入札による予定価格が50万円を超える建設業関連業務 ・総合評価落札方式の業務

2 最低制限価格及び調査基準価格算出基準の見直し

最低制限価格及び調査基準価格を算出する基準を以下の基準に変更いたします。

(工事)

令和4年中央公契連モデルの算定式を採用

(業務委託)

令和6年4月国土交通省基準を採用

3 施行日

令和8年3月1日（3月1日以降公告される入札が対象で、3月30日入札執行分から適用）

担当 財務管理室
電話 0547-56-2220